



様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

○瀬崎医療介護連携課長 皆様、おはようございます。本日は大変暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから、令和6年度第1回足立区成年後見制度審査会を開会します。

事務局、前年度、高齢福祉課から変わって、医療介護連携課になります。私は、課長の瀬崎と申します。どうぞよろしくお願いたします。着座にて御説明させていただきます。

審議に先立ちまして、資料を確認します。本日の資料につきましては、机上に御用意させていただいております。

まず、1枚目に次第がございます。名簿が裏面にあります。次に、席次表がございます。裏面に関連条例施行規則、要綱等を御用意してもらっています。その後、議事資料という形になっていますので、不足がある場合につきましては、事務局までよろしくお願いたします。

それでは、今年度初めてということもございまして、委員の先生の皆様にも簡単に御挨拶をいただければと思っておりますので、八杖会長からお願いたします。

○八杖会長 皆さん、おはようございます。弁護士八杖と申します。

今日、第1回なんです。何かこの間も挨拶をした気がするのですが、私は、先生方よりかは後輩なのですが、会長をしばらく拝命しております。対応させていただいております。

足立区成年後見、かなり頑張って進めていただいている、先進的な事例とかそういった御紹介もあることはもちろん、少しずつ区内でネットワークが広がっていて、区民の皆さんが高齢になったり障がいになったりしても、安心して暮らせるような環境整備が少し

ずつ進んでいるように思っております。

これまでの状況をまたしばらくというか、これからもなお一層よい発展していくよう、尽力したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○瀬崎医療介護連携課長 ありがとうございます。それでは、矢頭副会長、お願いたします。

○矢頭副会長 司法書士の矢頭でございます。大分、この審査会の委員をやらせていただいてから、年がたっておりますけれども、今、八杖会長がおっしゃったように、かなり以前から見ると進んできているというふう感じております。

といいつつも、課題がないわけではないわけでありますので、その課題を解消しつつ、少しでも成年後見制度がよりよい、地域社会にとってよりよい制度となるように、努力してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○瀬崎医療介護連携課長 ありがとうございます。それでは、大輪委員、お願いたします。

○大輪委員 東京社会福祉士会の大輪典子と申します。よろしくお願いたします。座ったままで失礼いたしました。

東京社会福祉士会の中で、成年後見を担当する部署にばあとなあ東京というものがございます。私はそのばあとなあ東京の中で、法人後見監督部の、今、部長もさせていただいているところでございます。

足立区のこの「じぶんノート」というノートがとてもすてきなノートだなど、すごく考えられたノートだなどと思って、関心を持って、今後の活用の方法などに期待をしているところでございます。よろしくお願いたします。

○瀬崎医療介護連携課長 ありがとうございます

います。それでは、高木委員、よろしくお願  
いします。

○高木委員 千住公証役場の公証人の高木  
でございます。私は平成28年からこの制度  
委員会の委員をさせていただきまして、かな  
り長い期間になっているのですが、あと任期  
が1年ちょっとなので、そのぐらいかなと思  
っています。引き続きどうぞよろしくお願  
いいたします。

○瀬崎医療介護連携課長 よろしくお願  
いします。

区側の管理職も入替えがございましたの  
で、改めて簡単に自己紹介をさせていただきます。

まず初めに、近藤福祉管理課長からお願  
いします。

○近藤福祉管理課長 福祉管理課長、近藤で  
す。どうぞよろしくお願いいたします。

○早川障がい援護課長 障がい援護課長、早  
川です。どうぞよろしくお願いいたします。

○中沢自立支援係長 障がい福祉センター、  
中沢と申します。本日、センター長、山本の  
代理として出席させていただきます。よろし  
くお願いします。

○飯塚西部福祉課長 西部福祉課長の飯塚  
と申します。どうぞよろしくお願いします。

○秦中央本町地域・保健総合支援課長 中央  
本町地域・保健総合支援課長の秦です。よろ  
しくお願いいたします。

○高橋福祉事業部長 社会福祉協議会福祉  
事業部長の高橋と申します。よろしくお願  
いいたします。

○結城地域福祉部長 同じく社会福祉協議  
会地域福祉部長、結城と申します。どうぞよ  
ろしくお願いいたします。

○瀬崎医療介護連携課長 その他事務局に  
つきましては、名簿の担当所管ということで  
記載させていただいておりますので、よろし

くお願いいたします。

それでは、議事のほうに入っていきたいと  
思いますが、まず、本日の出席委員を報告し  
ます。

委員定数4名のところ、出席委員4名に達  
しておりますので、条例第6条第2項に基づ  
きまして、本日の審査会が成立していること  
を報告します。

これ以降の進行は八杖会長にお願いいた  
します。なお、議事録作成のため、本日の質  
疑は録音させていただきます。御了承くださ  
い。また、御発言の際には、最初にお名前を  
述べられてから発言のほど、よろしくお願  
いいたします。

それでは、八杖会長、お願いいたします。

○八杖会長 では、皆さん、改めまして、お  
はようございます。朝早くからありがとうござ  
います。

前回も最後でしたか、お話ししましたけど、  
今、成年後見制度の見直しが国のほうで法制  
審議会というところで進められていまして、  
かなり大きい見直しになる予定です。

ですので、今後足立区、新しい成年後見制  
度になったときに、どう対応していくかとい  
う問題はあるのですが、今やっていることと  
いうのは全く無駄になることではなくて、今  
やっていることがそのまま法律になるよう  
な、そんなイメージで捉えることもできるの  
ではないかなと思っていますので、そこは継  
続性を持って、対応したいと思います。

その見直しの議論のほかにもう一つ、大き  
い動きとしてありましたのが、身寄りがない  
人の問題というのが今、国で大きく取り上げ  
られています。身寄りのない人の一番今まで  
問題だったというのは、身元保証の団体さん  
がいろいろな侵害行為が多いということが  
ずっと問題になっていまして、ちょうど去年  
の今頃ですか、総務省からその実態調査が報

告されました。

そこではいろいろなトラブル事案であるとか、権利侵害事例の御報告もありまして、国がようやく動き出し始めまして、今年の6月に、身元保証団体、言い方が変わりました、高齢者終身サポート事業者という名前だったと思いますけれど、そのガイドラインとこのをつくられました。

そこには、例えば重要事項をしっかりと説明しなければならないとか、預り金は分けて管理しなければならないとか、いろいろなことが規定されております。

この身元保証の団体、高齢者終身サポート事業者について、国としては淘汰していった、ちゃんとしたところだけ残してこうという方針のようなのですが、もちろん足立区内でもたくさん活動されていらっしゃると思います。

今後、皆さん、そういった方々にお会いになったりするようなことあると思うのですが、今回できたガイドラインをしっかりと見ていただいて、そのガイドラインにきちんと準拠されているのかどうか、確認して対応をしていただけるとよいのではないかなと思います。

区民の皆さんが不利益を受けたりとか、権利侵害があったりということはよくないことですので、そういった対応を少し心がけるとよいかなと思っております。

身寄りのない方、やっぱり成年後見制度につながることも多いです。首長申立というのは、昔は困難事例とかがかなり多かったわけですが、最近は身寄りがない方で、課題の大きなものはないけれど、支援する家族がないということで、成年後見につながってきているところもありますので、関係各所の皆さん、身寄りのない方にどう権利養護支援をしていくのかということについて頭に浮

かべながら、御対応を引き続きお願いしたいと思っております。

それでは、次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思っております。

まず、議題1です。令和5年度の実績について、事務局から御説明をお願いします。

**○笠尾権利擁護推進係長** 医療介護連携課権利擁護推進係長の笠尾です。私から説明させていただきます。

お手元の資料で、統計資料1という資料を御覧ください。東京家庭裁判所から提供されているデータになります。通常のは概要という形で、年の初めぐらいにホームページで開示されているのですが、こちらのデータは東京都が家庭裁判所をお願いをして、東京都内の市区町村別のデータの提供を受けたものです。それを使って説明をさせていただきます。

なお、よく混同されるのですが、大体、役所が提供しているデータというのは年度のデータなので、4月から3月のデータということが多いのですが、裁判所のデータというのは、1月から12月を区切りとして集計しているものです。

ですから、本来は区とちょっと時期が異なってしまうのですが、今日御紹介するデータの中の幾つかは、私が1月から12月という形で同じように集計をかけて、出した数字を御紹介いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、統計資料1は、昨年の12月末現在の成年後見制度の利用者数、これを23区別に示したというものです。一番右端には23区の中の順位を掲載をさせていただいております。

足立区は、下から3番目ぐらいのところにあると思っておりますけれども、足立区の数としては、後見が915、保佐が249、補助53、

## 【 公 開 用 】

任意後見が16ということで合計1,233、前年が1,227、これは後でまた比べている資料が出ますが、僅かに増加したという形になっていて、順位としては、昨年同様の4位ということで変わっておりません。ちなみに1から3位の順位にも変動はありませんでした。

次に、1枚めくっていただいて統計資料2を御覧ください。こちらは、令和5年1月から12月の間に新規に申立てが行われたものの件数になっております。こちらでも23区別に数字を示して、一番右端には順位を示してあります。

足立区は同じように下から3番目ですけれども、後見が187、保佐53、補助9、任意後見3、合計252ということで、この252という数字が去年より1つランクアップして、2位ということになっています。

これは昨年2位だった練馬区が33件ほど減少して、4位に落ちたということで、足立区が2位に繰り上がり、1位は世田谷区で、これは昨年と変わりありませんでした。

ちなみに変動が多かった区を私のほうでピックアップしてみたのですが、江東区は合計が昨年より55件増えて、順位が10位から一気に5位というに浮上しています。逆に葛飾区は46件も減ってしまって、順位が逆に5位から10位に転落したという状況になっています。この状況については各区により大きな変動がございました。

次の統計資料3を御覧ください。こちらは、今紹介した統計資料2のデータのうち審判がおりたもので、後見人の職種ごとに占めている割合がどれぐらいなのかというものを示した表になっています。

足立区の状況を見ると、専門職で一番割合が高いのは、昨年と変わらず司法書士ということで、割合は37.9%となっています。

以降、弁護士の22.7%、社会福祉士の17.1%という形になっております。

ちなみに、社会福祉士は昨年は25.9%ということで、23区の中で一番高い割合になっていたのですが、今年は大きく減少して、23区の中でも順位は3番目という形になっています。これは何でなのかと言いますと、区長申立のときに候補者の選定手順というのがあるのですが、昨年度から、そのときの検討の仕方を変更しております。

今までは、課題別にこれは弁護士がいいという形でお出しする。司法書士も同じように、司法書士に相続をやっていただいたほうがいいということで選定することが多く、逆にそうした課題がないものについては、消去法ではないのですが、社会福祉士さんということで、大きな法的な課題がないものは社会福祉士という形に今まではなっていました。それを、そうではなく、社会福祉士も専門職として得意とする課題の解決力を生かして、そうした課題がある方は社会福祉士で、それが特にないケースは別の職種でもいいのではないかという考え方に、去年度から少し改めております。そういうことから、このような結果につながったと考えております。

ちなみに、親族の割合については、昨年は13.8%とだったのですが、今年度は19%ということで昨年よりも増えております。

昨年も御紹介したと思いますが、この表の割合については、各区で非常にまちまちな状況になっております。例えば墨田区、割と上のほうにありますけど、墨田区は、司法書士の割合が18.2%、23区の中で一番少なく、社会福祉士に至っては0%ということで、ほぼいらっやらないという形になっておりますが、法人後見が23.6%というこ

とで、ほかの区に突出して多いという状況が見られます。

また、中ほどに位置する目黒区では、弁護士の割合が51%ということで一番多くなっていたり、荒川区では、下のほうですけれども、逆に司法書士が64.9%というような割合を占めていたりします。

そのほかに特徴的なものとしては、品川区、真ん中より少し上あたりですけれども、社協が12.7%で、あとは市民後見人の活用が非常に積極的で、8.2%という数字が出ています。

ちなみに、表の一番下には、足立区の令和4年度の状況を御参考までに載せさせていただきます。

続いて、統計資料4のほうに移ります。こちらが、今まで紹介した数字をここ6年間の推移で取ったものになっています。一番上の表は利用者数の推移ということで、平成30年の1,109というところから、先ほど御紹介した最新の数字1,233までの推移となっております。

長期的に見ると、増加しているという傾向ですが、細かく見ていくと、令和3年度の1,253件というのをピークに少し伸び悩みというか、横ばいという状況になっております。

2番目の表は、新規申立数の推移になっています。これについては、合計数で見ますと、令和3年度にかなり落ち込んでいるところがあります。217ということで、これはコロナによるものと推測されますけど、それ以降、去年から回復して、現在はさらにそれよりも増えてきて、増加傾向に転じているという状況になっています。

一番下の、参考という表は、この新規申立の状況を23区別に示したのものになっています。その表の一番下に23区の合計数とい

うものが表示されていますが、それを見ますと、令和4年まではずっと増加してきたのが、令和5年度については横ばいで、ほぼ同数という数字となっていることが分かります。

今、御説明したとおり、足立区においては、新規申立数は増加傾向。しかしながら、利用者数は横ばい、これはなぜなのかと言いますと、減っている数もあるからです。減っている数というのは終了した人の数になりますが、成年後見制度で終了ということは、ほぼお亡くなりになった方の数と思われれます。

中ほどの上から3番目の表にそうした状況、区長申立、他申立、減少数というのを示した表を作成させていただきました。この表で分かるとおり、令和5年度は区長申立の数、1月から12月、申立てをした実績値が84件になっていました。この作成した表を見ると、減少した数というのは、前年の利用者数に新規申立数を足したものと、実際の利用者数との差から計算できます。減少数を出したところ、ここ数年は減少している数と新規申立の数がほぼ一緒ぐらいということになっていました。

しかしながら、他申立数のうち区長申立以外の申立て、これについてはちょっと情報がないので、本人・親族申立なのでしょうけれども、どういう経路で申し立てられたかわかりませんが、その数については、この6年間でほとんど変わらないということが分かりました。

ですから、単純にこの表から解釈すると、他申立数に変化なく、減少者数が増えていく状況となると、区長申立の数が維持できないと利用者数が減少していつてしまうことが懸念されるということになります。

これは果たして足立区だけの傾向なのかどうかということを疑問に感じましたので、統計資料5に同じように計算して出した2

3区別の表を作ってみました。

まず、右下の合計というところを御覧いただければと思います。23区全体の利用者数としては、足立区と同様に令和3年をピークに現状ほぼ横ばいの状況でした。23区全体の減少数というのも、ここ数年の減少数がざっくりと見ると、ほぼ新規の申立ての数と同じぐらいという状況です。

その一方で、その他申立数が非常に減っています。具体的には、2,334から2,198ということに大きく減っていています。その逆に、区長申立が968から1,111と大幅に増加していました。

ですから、一般のその他申立が減少した分を区長申立の分でカバーしているということになります。ちなみに各区別で見ると、利用者人数が一番増えていたのは江東区で、左側の真ん中ちょっと下ぐらいにありますけれども、これがプラス30件ということで、23区の中で一番利用者数が増えていました。その内訳では、区長申立が33件増えていて、その他申立も22件増えていたという状況です。

逆に利用者数が一番減ってしまっていたのは杉並区です。杉並区は右側の表の上から3番目です。利用者数がマイナス49件ということになっていましたけれども、こちらのほうは、区長申立がマイナス9件、その他申立もマイナス14件というような状況でした。

各区それぞれまちまちの要因があり、一概に原因を説明するのは難しいと思いますが、区長申立をしていく体制が進んでいけば、親族申立や本人申立の利用も促進されるという効果も期待されると思います。

例えば、区長申立で進めていたものが、途中から親族申立に切り替わるというものもありますので、そういうことも含めて考える

と、やはり区長申立の数は成年後見制度の全体的利用者数に少なからず影響を及ぼしていることが推測されます。

ちなみに、全国の状況は、資料はないのですが、裁判所から出ている概要の中で令和元年から数字を追ってみたところ、こちらも右肩上がりに市長申立が増えているということが分かりました。

他市区町村も国の利用促進計画に基づいて中核機関をつくったり、いろんなことをやったりして、区長申立をてこ入れすることによってその数が増えてきています。それが少なからず利用者数にも影響しているのではないかと、このデータから読みとれます。

ちなみに全国の利用者数も右肩上がりに少しずつ、毎年4,000とか5,000人ぐらいですけれども、増えてきているという状況にはなっていますので、その中で区長申立への取組が、一つの成年後見制度利用促進のキーになっているのではないかと、今回のこの数字から導き出されたということをお報告させていただきたいと思います。

議題1について、続けて報告したほうがいいですか。

○八杖会長 今議題の1番で、続けてというのは2番に入ったほうがよろしいかということですか。

○笠尾権利擁護推進係長 いいえ、まだ1番の中で報告するデータが他にもあります。

○八杖会長 その他のデータの御説明も一緒にいただいたほうがいいのかと思います。

○笠尾権利擁護推進係長 一緒にやっていると構わないでしょうか。

○八杖会長 お願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 では、引き続いて、次は横判の資料で、資料1-2-1というのがございます。こちらは、昨年度から中途経

過でも御報告させていただいている区長申立審査会のデータです。

これは年度のデータになりますので、先ほどのものとは少し異なる期間の集計になっております。毎回御説明なのですけれども、申立数というのは多少タイムラグがあり、審査が終わった後、申し立てするのに時間がかかって年度をまたいでしまうケースもあります。そこで、この申立審査会の数のほうが実態に近いのではないかとということで、この数字を集計して使っております。

この表の一番下の合計という表の中の年合計とありますけれども、この年合計の84というのが、この令和5年度中に区長申立審査会にかけられた件数になっています。84件の審査を行ったという形になります。ちなみにこの84件のうち、年度で見ると申立てをした数は86件となっています。数字が合わないのは、昨年度の積み残しの分を、今年度になってから申立てしたということで、このように多少数字が合わないということが発生しております。

こちらを簡単に説明させていただきますけれども、高齢者、知的障がい者、精神障がい者に分けていますが、知的障がい者については、令和4年だけがすごく数字が多く、年合計で見ると13件という形になっています。そこが大きく突出していましたが、令和5年については、それ以前のような状況に戻ったというような状況になっております。

精神障がい者については、令和5年度についても例年どおりというような状況になっていました。

高齢者は、昨年から2件増えて75件という形になっていて、令和2年度からの推移を見ると、先ほども利用者数でお話ししたとおり、コロナの影響で減少したと思われる令和

3年度から昨年大きく増加して、そのまま高止まりをしているという傾向が見えます。

ちなみに、この高齢者の年合計の隣に生保という欄がありますが、この生保というのは、審査した件数の中で生活保護受給者ケースというものをカウントしていて、これが令和4年度20件、令和5年度20件という形になっています。高齢者の区長申立の数が増加してきている原因の1つには、生活保護受給者に対して後見人をつけるケースが増えてきているということが言えると思います。

続きまして、区長申立審査案件発見のきっかけという、資料でいうと1-2-2です。こちらも毎年御紹介している表になりますけれども、審査にかかる発見のきっかけ、それがどこだったのかというものを、15項目に分けて集計を取っているものです。

これによりますと、コンスタントに右肩上がりになっているのは福祉事務所・保健所のものになります。令和2年度8.1%だったものが、令和5年は16.7%という形です。右肩上がりになっていて、この右肩上がりが増えているというのは、先ほど御説明した生活保護受給者ケースが増えてきていることと一致すると考えています。

そのほかに、大体15%から20%ぐらいを毎年占めているのは、地域包括センターの21.4%、それから病院の20.2%、あるいは介護・障がい施設の15.5%となります。母数全体が毎年70件とか80件ですので、割合については、変動が激しい状況になっておりますけれども、その中でも今御紹介した福祉事務所、地域包括、病院、介護・障がい施設については、コンスタントに15%から20%ぐらいの数字が出ているという状況になっております。

続きまして、区民後見人の状況に移ります。資料1-3になります。あだち区民後見人に

については、毎年度募集を1月にするので、前年度の応募という形になっています。令和5年度養成スケジュールということで紹介させていただいておりますが、今年については、1月に公募説明会と基礎講習、それから一次選考を行って、3月に二次選考、それを通過した4名が、現在、養成実務研修を実施中となっています。

このスケジュールでは、3月と書いていますけど、2月から3月に三次選考をこの制度審査会の委員による面接により行っていただき、4月には合格者を新しく登録できるという予定になっております。

その下の表には足立区民後見人の登録状況ということで、各年度の登録者数を個別に示しています。累計だと今までに49人が登録し、受任者の累計は41件ということになります。今現在は、登録されている方が25名、受任している件数は10件という形になっております。

その下には助成制度の利用状況という、推移の表がございます。これは令和2年度からの報酬助成と申立費用助成の内訳になっております。高齢者の申立費用助成については、件数はほぼ変わりなく、ここ数年は18件となっていますが、高齢者の報酬助成のほうは令和5年度、73件来ています。全体だと報酬助成が88件ありました。令和4年度は、全体で56件だったので、非常に報酬助成が増えたという状況です。

報酬助成につきましては、基本は年に1回、報酬付与の審判をした後で申し立てする方が多いのですが、途中でお亡くなりになった場合はその都度、申立てが来るということと、あとは後見人が変わった場合にもその都度、での申請になりますので、そういう関係でも増減することが推定されますけれども、全体の流れとして、報酬助成を利用される方が増

えてきているということを感じております。

議題1の説明については、以上になります。

○八杖会長 ありがとうございます。大変、詳細かつ分析が大変興味深いといえますか、いろいろな感想を皆さんお持ちになったのではないかと思いますけれど、今のこれは前年度のということ、裁判所基準ですと前年ということになると思いますが、今、詳細に御説明いただいたことにつきまして、何かお気づきの点とか、気になった点とか、御質問とかあったら、特に委員の先生方お願いしたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。矢頭さん、いかがですか。

○矢頭副会長 ただいまの数字の御説明を伺いまして、少しずつ数字と全体的な数字が増えているということが足立区内の施策としての評価の表れなのかなと思いつつも、この統計資料の1と2に類型別の数字がありまして、今基本計画の中でも保佐、補助及び任意後見の利用の促進が優先課題として掲げられている中で、足立区はどうなんだろうというふうにこれを拝見をしたところ、例えば統計資料1の保佐は、この23区合計よりも割合的には多いのですが、補助と任意後見が23区の割合よりも下回っているかなというところで、単年度なのでこれをどういうふうに見るかというのは、これだけで判断するのは難しいと思うのですが、特に任意後見は見ると多い区と少ない区を見ると、明らかに富裕層のお住まいの区の方が多そうな区は何か任意後見が多そうで、数字的には多くてというような傾向も見てとれるので、そういう意味において、任意後見に関しては、数字的にはそれぞれの区の地域事情があるのかなというふうには思いつつも、他区との比較という趣旨ではなく、足立区として今まで行ってきた成年後見制度のいろいろな施策の取組がどのように反映されているかとい

う、年度ごとにどのように数字が変わっているかという、そういった視点でこういったものを見ていく必要もあるのかなというふうには感じた次第であります。

特に今、全国的には保佐、補助の数字というのは若干少しずつ増えているという傾向があるかと思っておりますので、この辺りも足立区はちょっと意識していく必要があるかなと思われました。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。委員の先生方、ほかはいかがですか、何かございますか。

私は、ほかの区の状況と比較ということ、先ほど足立区としての話でしたが、市民後見人の活用状況については、ほかの区との関係が少し気になりました。これは資料3にあるわけですが、足立区は市民後見人0.7%というふうになっておりますけれど、結構、市民後見人をほかに活用している自治体というのが増えてきているなと思われました。

先ほど、少し申し上げましたけれど、困難事例検討会に参加していても、大きな課題はないけれど、身寄りのない方という件数は明らかに増えてきているような気がして、そういった場合に区民後見人さんの活用というのができないのかなというのをいつも考えたりしているのですけれど、そういった方々が増えてきているのに、うまく対応ができていないのかなという、そういった考えを持ちました。そこが私が拝見していて、少し気になったところです。

あとは、笠尾さんから御説明があった首長申立が増えていっているけれども、一般のほうが平坦、横ばいだという御説明がありましたけど、これもやっぱり身寄りがない方が増えているということ、要するに家族で申立て

をすることができないから、首長申立になるので、そういった方が足立区内には増えていっているということなんだろうなというのをこの統計資料を拝見して、また感じた次第です。

ほか、先生方いかがですか。高木さん、ありますか。

○高木委員 高木でございます。今、八杖会長からあった市民後見人の関係ですけれども、足立区が特に少ないというわけではないと思います、平均値からすると。ただ、品川区が8.2%、墨田区が5.5%とかなり利用件数が多いと思うのですが、こちら辺の区によってゼロもいっぱいあるわけですから、何とも言えないが、その多いところの活用状況というのは何か調査されることを考えておられますか。

○笠尾権利擁護推進係長 よろしいですか。

○八杖会長 お願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係長の笠尾です。

特に調査をするということは予定していませんのですが、各区の状況を見ると一番大きく違うのが、どういうケースを区民後見人をお願いするかという部分になると思います。

足立区では、非常にハードルが高く設定されているというか、施設で課題があまりない方という方を中心に、受任をお願いしていることがありますけれども、例えば墨田区とかは割とハードルが低くて、これもお願い、これもお願いというような形でどんどん投げちゃっているというような状況にあると聞いています。

ただ、実際には、足立区では社会福祉協議会が後見監督人ということでついてやりますので、そういうような後見監督人側の充実度とか、そういうものにも区民後見人の活動状況が影響されてくるということがありま

すので、一概に数を増やすということではなくて、増やしたときにどうなのか、その人の支援の手当てがあるのかということも含めて考えていかないと思っています。

以上です。

○高木委員 そうした場合に、この多いところの問題事例とかそういうのは何か情報共有されますか。市民後見人、区民後見人を活用している過程で、こういうことが問題になったとかそういうことですね。

○笠尾権利擁護推進係長 特に何年か前に墨田区の区民後見人を担当している方に来ていただいて、実際に従事していますという区民後見人の方も来ていただいて、後見人連絡会でお話を聞いたことがありましたけれども、いろいろ大変だけど、何とかできていますというような形で言っただけなのか、本当はないのか分からないですが、詳しいお話はお伺いすることはできなかつたと思います。

○八杖会長 大輪さん、お願いします。

○大輪委員 大輪でございます。専門職後見人から区民後見人へのリレーに関してということで、そういう取組をしている区では、リレーのガイドラインというようなものをつくられて、専門職からある程度安定した案件とか、地域での見守りが必要な案件に関してのリレー方式というのを検討するためのガイドラインなどをつくっていることもございますので、活用というところでは御検討いただければなと考えました。

○矢頭副会長 ほかの区の取組を見たときに、この市民後見人単体の選任件数ということよりも、市民後見人をどのように活用していくかという趣旨でいうと、例えばその下の葛飾区は0.0%ですけれども、その横のその他法人が8.9%と、これは社協さんが法人後見で受けて、落ち着いたところで少しず

つ市民後見人に移行していくという取組をしているということから考えると、活用の仕方としては市民後見人と法人後見、これをセットにして考えていて、事例に応じて、どちらを原則としていくかというような、そういった考え方もあるのかなと。

特に市民後見人の方が受ける受け側としてのハードルとしては、やはり大きいのは、その責任の重大さという一つのプレッシャーがあるかと思っておりますので、そういったものをある程度軽減をしていく一つの方策としては、法人後見でまず1回受けてみると。そして、慣れてきたところで移行していくという取組も、検討していく必要があるかなと思われました。

○八杖会長 ありがとうございます。そうですね、今、矢頭さんが言われたようなことも、足立区としてもどうしていくのかということは今後引き続き検討できればよいのかなと私も聞いていて思いました。

現在の市民後見人さんの登録者数が25人で、受任件数が10人、10件となっているので、登録されている方皆さんが受任しているような、少なくともそういった形に持っていけるとよいのかなと個人的には思っているところです。

委員の先生、委員の皆さんに限らず、何か皆さんからもお気づきの点とか御意見とかございますでしょうか。よろしいですかね。

いずれにせよ大変頑張っていると、足立区。それは数字からもよく反映されていると思いますので、ぜひ引き続き令和6年度ももう半ばですけれど、頑張ってもらいたいと思います。よろしく願いいたします。次の議題に参ってもよろしいでしょうか。

では、続きまして、次の議題に参りたいと思います。議題の2になります。こちら事務局のほうからお願いをしたいと思います。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係の笠尾です。

資料のほうは、横判の資料2-1-1ということで、これ裏面が令和6年の今年度の計画ということで、5年のほうは去年の実施済みの計画の内容になっております。詳細はご覧いただければと思いますけれども、あえて説明させていただきますと、一番左端の困難事例検討会が、本来は月1回の予定だったのですが、6月、9月、10月など数字が2つ入っている部分については、1回では検討し切れなくて、複数回開催する必要があったという部分になって、それが区長申立の件数の増加につながっていると御理解いただければと思います。

あと知的障がい者については、そのこの表のとおり小規模講座等を実施していて、あとは後見人連絡会ですとか、研修とかということはこの表に基づいて実施しているという状況です。

裏をめくっていただいて資料2-1-2のほうでは、今年度の計画ということで、既に実施したものについてはその数字が、予定の部分については、予定の数字を書いています。数字は日付です。7月の困難事例検討会については件数が多く、既に2回行われていて、実は、8月も2回やらないと足りないのではないかと状況になっています。

この表の中で去年と変わっていたのは真ん中の研修のところ7月にCWと書いていますけど、これはケースワーカーさん向けの研修をたまたま私がお願いされて、ついこの間、福祉事務所のほうでやらせていただいたということで、この表に入れさせていただいております。そのほかについては、予定ということで記載されていますので、この後、続いて各担当から説明させていただきます。  
○八杖会長 お願いします。

○平権利擁護センターあだち課長 権利擁護センターあだちの平と申します。よろしくお願いたします。

私のほうはその次の資料のほうに沿って、業務委託実施報告、令和5年度のを区に報告したものをもちまして、説明させていただきます。全般的に少し量が多いので、この中からかいつまんでお話ししたいと思います。まず、相談の状況ですけれど、令和5年度に関しましては、コロナ明けというところで、相談件数はすごく増えております。

また、こちらの受付状況のところいろいろ相談内容が書いてあるのですが、重複しているものもありますので、4,403件が全相談件数かというところではなくて、そこはまた来年度はシステム等の見直しで、その件数をきちんと出せるようにしたいと思うのですが、内容的にはこのようになっております。

そして、その任意後見だとか、特に最近なのですが、任意後見や身元保証といった相談も、すごく増えてきているということは業務をしていて思うところです。

認知症になってから、いろいろできなくなってからの相談が今まで多かったのですが、そうなる前に考えていくというふうな、少し老い支度的な相談もすごく増えているのはよいなと思っております。

続きまして、ページをめくっていただいて、3番の成年後見制度に関する相談会の実施のところを御報告させていただきたいと思っております。これは、令和2年度、令和3年度に始まった専門職による相談会で、まず、令和2年度に弁護士、そして、令和3年度に司法書士の専門職相談会を権利擁護センターのほうで行うようになりました。中止と書いてあるところは、相談が実際入らなかったところではあるのですが、1日2件までとい

う少ない人数ではあるけれど、活用されているなど思っております。

また、私たちもその相談を日々受ける中で、相続とか負債とか、親族の対立とかすごく難しい内容の相談については、なかなか私たちの成年後見に関する知識だけで進めていくのが難しく、そういうときに、こういう専門職相談があると、こちらの相談会を御案内して、場合によっては一緒に入らせていただいて、お話、私たちも勉強になるというところで本当にこれはいい会だなというふうに感じております。

包括からの相談も多くて、なかなか利用者は来れないけれども、包括やケアマネジャーで、今後の対応を相談させてほしいという相談が入ってきます。

続きまして、3ページ目の4番、5番のところですけど、昨年度の取組として、5番にある区民出前講座ですが、13番にある11月24日に行った成年後見制度についてというところは、精神のほうの相談支援事業所ネットワークと一緒に、そちらのほうに声をかけさせていただいて、計画相談の方に向けて、成年後見制度についての説明を行いました。

それでその方たちを通じて、4番目にあります研修会の実施なのでありますが、1月19日に、こちらの会も御案内させていただいて、知的障がいの方ではあったのですが、精神の方も御参加して下さったというふうに聞いております。

続きまして、次のページです。4ページ、7番目、成年後見人連絡会、コロナが明けたということでようやく対面で3回実施することができました。様々な専門職の方の交流の場というところはすごく貴重な会だなと思っておりますので、今後も引き続き、できれば対面で開催していきたいと思っております。

ます。

課題としては、会場のキャパの関係で、今まで新しい方に、ここ数年積極的に声かけができていなかったのですが、若い後見人も大分増えてきていると思っておりますので、新しい方に向けて、こちらの会の御案内というのも、積極的に今年度できたらいいなという話は課内でしております。

8番目が区民後見人の養成です。こちらは先ほど笠尾係長から御報告いただいたとおり、1年間で養成しております。昨年度は、令和4年度の養成開始した方が2名、卒業されて、無事登録してくださいました。今現在、2名とも新規受任を受けてくださいましたので、先ほどの資料は10人であったのですが、7月の頭に審判を終えた方がいらっしゃるの、11人が今現在動いてくださる方の人数です。

課題としては、25名の方、卒業していらっしゃるのですが、なかなかそのお声かけをしても年齢、かなり後期高齢者の方もいらっしゃるの、平均年齢で61歳ぐらいなので、若い方は親の介護だったり、子育てだったりがあって、落ち着いてからというふうに言われたり、高齢の方も自分よりも年が若い方の後見人になるというところでちょっと難しいと断られる場面もあって、お声かけはするものの、やってくださる方を探すのが難しく、そこは課題だなと常々思っております。

25名中の8名は本当に講座は受けたものの、1回も活動して下さっていらっしゃらない方とですので、せっかく受講して下さっているの、せめて1件は受けていただきたいなと思っております。

報告は以上となります。

○和田基幹相談・権利擁護係長 障がい援護課基幹相談・権利擁護係の和田でございます

ます。よろしくお願いいたします。

私からは資料2-3に沿って御説明したいと思います。先ほどの事業年度当初の計画とは、一部日程がずれているものもございいますが、こちらに沿って御説明したいと思います。

まず私どもの係、新設の係でして、昨年度までは障がい福祉課の虐待防止・権利擁護係というところが行っていた業務のうち、養護者虐待の対応、権利擁護支援の部分と、あと成年後見制度の利用促進、成年後見制度の申立、報酬助成と引き継いで行っております。

併せて、基幹相談支援センターというところの機能も持っております。先ほど平課長からもお話があった相談支援事業所のネットワークの事務局等も担当している組織という形で今年度再編しております。組織と係員は変わっていますが、事業の部分は引き続いて取り組んでいますので、令和5年度からの一連の取組を御説明いたします。

資料のほうで、まず、1番目のところの令和5年度の実績です。5年度は、あいのお福祉会とあだちの里という2つの法人に対して、小規模講座や学習会を行いました。この企画の狙いについてですけれども、障がいのある方にとっても、あと御家族にとっても最も信頼できる存在というのが、やはり日常的に接している通所の施設であったり、グループホーム等の担当職員というところがございます。

担当の職員は、利用者の様子を毎日把握して、利用者の支援を通じて、御家族とのやり取りを行う中で、御家庭の状況についても把握しやすい立場にあります。そうした事業所の職員が成年後見制度の知識を持つことで、御利用者の御家族に何らかの課題が生じた際に適切に制度に結びつけることができるというところなんです。

中でもこちらの2つの法人は足立区の知的障がいや肢体不自由の方が多く利用されていて、事業所数も、スタッフの数も非常に多く、また、重度高齢化を踏まえた地域生活支援拠点等の取組も一緒に進めている法人ですし、御家族等の急な傷病の際の緊急保護等も、一緒をお願いしている法人でもあります。

そういう意味では障がいのある方の成年後見制度の利用促進について進めていく上では、まず、この2つの代表的な法人に御協力いただいて、この後に、そのほかの事業所や身近な支援者を巻き込んだ取組をどんどん進めていくという計画になっています。

資料の1番のところの実績の表ですが、昨年度は6月にはあいのお福祉会を対象に、矢頭先生を講師にお招きして意思決定支援と成年後見制度の説明を施設長・主任向けに行っていました。

こうした講座後の成果としましては、法人内のそのほかの事業所でも個別に御要望いただいて、小規模講座ですとかグループワーク等も実施しています。

次に、特徴的な取組はあだちの里に対して、8月に区から法人のサービス管理責任者向けにアンケートを実施して、1月にアンケートに基づいた学習会を行いました。アンケートの内容というのは、具体的に、成年後見制度に結びつける必要があると思われるケースというのを個別具体的に挙げていただきまして、そちらについて取り上げていきながら進めていくというところなんです。

こうしたモデルケースでは、昨年度は7名挙げていただいて、その結果、区長申立の予定の方が2名、親族の申立の予定の方が1名、今すぐ制度利用には結びつかないものの、施設の職員と経過をしっかりと見ながら、確認していきましょうという方が4名ということ

になりました。引き続きモデルケースとしての制度利用の支援を行っていくと同時に、事例を通じて、法人職員の理解が深まるように小規模講座、出前講座にてサポートを行っていきたいと考えています。

続きまして、2番の今年度の計画について御説明いたします。今年度は、昨年度、あだちの里に対して行ってきたアンケートとモデルケースの抽出の取組をあいのお福祉会に対して実施していきます。昨年度の違ひとしましては、こちらの法人は、知的障がいの方のほかに身体障がいと高次脳機能障がい、分類としましては、精神障がいというところになります。重複の利用者が多数いらっしゃいますので、そうした事例の御相談については、庁内で連携しながら進めていこうと考えています。

今年度は、あだちの里に対しては先ほど御説明したとおり、個別のモデルケースの取組を進めるとともに、関心が高まった状況を踏まえて、9月には管理職層に向けた小規模講座を行っていきます。事前にモデルケースの取組を通じて感じた疑問などもアンケートを取りまして、それを踏まえて矢頭先生から講義を頂く予定です。

6年度の下の米印の部分です。あいのお福祉会、あだちの里、2法人以外についてのアプローチについてです。こちらの試行的な取組を障がい関連のネットワークですとか自立支援協議会での周知を行っていきます。そうした周知を通じて、希望が上がった法人や事業所を対象に、随時、小規模講座ですとか権利擁護センターさんに御協力いただいて、出張講座等も行っていきたいと考えております。

報告の最後になりますが、行政内の相談受付機関の役割も大切なところですので、障がい援護課の各障がい援護係、あしすとの職員

向けの研修、また、随時の相談についてのサポート、フォローアップも当係の役割として担っていきたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○田中精神保健担当係長 精神障がい分野について説明いたします。中央本町地域・保健総合支援課の田中と申します。よろしくお願ひいたします。

資料2-4になります。まず初めに、令和5年度の小規模講座の実施状況です。全て権利擁護センターさんに御協力いただきまして、成年後見制度に関する基礎知識や、申立てに関する手続などの小規模講座を行っております。家族向けのものが令和6年の1月19日ですけれども、これは広報で周知を行っております。

参加者は19人の方が、集まってくれました。講師の先生は、ぱあとなあ東京の福田由美子先生にお願いしております。2番目に相談支援専門員向け小規模講座ということで、これは障がい者の相談支援を行っている事業者の方々に向けて、講座を行っております。区内の相談支援事業所ネットワークというネットワークの場がありましたので、その場をお借りして行っております。16事業所31人の方が参加して下さっております。

そして、例年ですけれども、保健師などの職員向けの小規模講座、こちらも権利擁護センターあだちの鈴木さんに講師をお願いして行っております。

2番目に、精神障がいの方への利用促進への課題と切り口を書かせていただきましたが、まず、高齢化というところで御本人、あるいは保護者の方々の高齢化によって、生活が立ち行かなくなる心配などから、制度利用の相談もごさいます。そして、難しいのが精神の方は病状の変化というところですね

ども、病状に波がありまして、成年後見を検討し始めたところでも、病状がよくなって不要となる方も中にはいらっしゃいますので、なかなか利用のタイミングが難しいなというところはあるかと思います。

3番目に長期入院者の退院促進による成年後見制度利用というところですが、こちらは、今年度、精神で長期入院されている方に、退院促進に向けて病院に訪問調査をする予定になっておりますので、その中で、成年後見制度の利用が必要な方もいらっしゃるのではないかなというところは考えられるかと思います。

そして、今年度の講座実施予定ですが、御家族向けの小規模講座で、これは保健センターの家族会がごございますので、今年度は東部保健センターと江北保健センターから希望がございまして、行う予定になっております。

また、例年になりますけれども、保健師や精神保健福祉士など、保健センターの職員向けに、基本的なところの基礎知識、こちらも行う予定になっております。

以上です。

○笠尾権利擁護推進係長 議題2については、以上になります。

○八杖会長 ありがとうございます。すみません、議題2、最初、私、冒頭で議題2の何かというのをお伝えしないまま入ってしまったけど、令和5年度の実施結果と今後の取組についてというのが議題2になっております。

では、まず委員の先生方、何か、今の御報告について御質問とか御意見がありますでしょうか。あったらお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

私から1点質問ですが、社協のほうで今回地権事業の件数とかの御報告は入っていない

かったようにも思ったのですけれども、すみません、従前、御報告いただいていたのかどうかということもございますが、その点は過去と比べて増えているとか、そういったことが分かったら教えていただけますでしょうか。

○平権利擁護センターあだち課長 すみません。いつもこの資料の中にはつけておりません。

○八杖会長 そうなんです、失礼しました。

○平権利擁護センターあだち課長 地権事業ですが、令和5年度末で76件あります。急速に増えているなというふうには思っております。

○八杖会長 ありがとうございます。山本さん、お願いします。

○山本基幹地域包括支援センター課長 基幹地域包括支援センターの山本です。3月まで権利擁護センターにいましたので、今、76件の実契約者数としては、その件数なのですが、僕の記憶だと令和3年がかなり多く、地権の契約が結ばれたというので、28件、1年間で新規契約でした。令和4年度は23件で、昨年度はたしか17件という感じでちょっと落ち着いた状況が今は見えてきているかなというふうな状況です。

○八杖会長 ありがとうございます。今、田中さんの御報告を聞いて、ちょうど資料2-4のところ、利用促進への課題・切り口というところがあって、御説明があったと思うのですが、たしか地権事業は、今、精神障がい者の方の利用がものすごく増えているというのが全国的な統計資料としてあったような気がしたので、今成年後見というのは、権利擁護支援の一つの形でしかないというふうに言われていて、地権事業とかほかのいろいろな策も一緒に利用者の課題に寄り添う形で使っていこうというのが流れに

なっていますので、その地権事業についても選択肢を入れながら、この課題に取り組んでいただくとよいのかなというのをちょっと思ったものですから、御質問させていただきました。

ありがとうございます。ほか、いかがですか。何か委員の先生方以外でも、足立区の皆さんのほうから何か御質問あるいは御意見があったらお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。矢頭さん、お願いします。

**○矢頭副会長** 司法書士の矢頭です。資料2-2で相談の内容の中に、債務・消費者被害等の経済問題というのが、結構な数で寄せられていることのように思いますが、多分この足立区に消費生活センターという部署もありかと思いますが、そういった部署との連携というのも、このテーマに関しては一つの論点かなと思っておりますが、これは権利擁護センターあだちでの相談の内容なのですが、足立区全体として高齢者、障がい者の相談が寄せられた場合に、消費生活センターとの連携についてどのような体制を取られているのか、お聞かせいただければと思います。

**○八杖会長** こちらはどなたに御回答いただくのがよろしいでしょうか。

**○平権利擁護センターあだち課長** こちらの表のほうにある債務関係の相談は、成年後見制度の利用の中のきっかけの中の一つに債務とか経済問題というところがある方がチェックするという形になってくるので、一般的な明らかに相談の段階で成年後見制度ではなく、消費者被害とかそういったところに早めにおつなぎしたほうが良い相談に関しては、そちらの消費生活センターのほうを御案内するようにはしております。

認知症があって被害に遭ったりとか、障がいがあってというふうな方もすごく多いので、そこは全く紹介して終わりではなくて、

必要があればその後の例えば地権につないだり、後見制度につないだりというふうなところも意識して、相談対応させていただいております。

**○笠尾権利擁護推進係長** 権利擁護推進係の笠尾ですけど、私のほうから若干補足させていただきます。

消費者センターについては、別のネットワーク協議会に委員として参加させていただいておりますし、日頃の相談からも必要があれば随時包括につないでいただいたりとか、私たちに御連絡いただいたりとか、逆に私たちのほうからも、区民の方から御相談を受けて、随時、問合せをさせていただいております。

そういう意味では、お互いに一緒に何かやっていくという認識を持って対応できているのというふうに思っておりますけど、特段何か協定とかそういうものがあるかというのと、そういうものはなく、自然にこういう共通のものについては、一緒に相談しながらやるという体制で今やっていると考えています。

以上です。

**○矢頭副会長** ありがとうございます。多分お互いさまだと思うので、先方というのか、消費生活センターのほうにも成年後見制度のある程度の概要を周知、認知していただくとともに、こちらのほうでも消費者被害の実態に伴ういろいろな問題についても理解を深めて、お互いに情報交換をしていく必要はあるかなというふうには感じております。

以上です。

**○八杖会長** ありがとうございます。たまたま昨日、地域包括支援センターの相談会というのがございまして、私が講師を務めさせていただいたのですが、そのテーマが消費者被害、特に不動産取引判断能力不十分者の不動産取引について、お話をするという内容

でした。

今、高齢者や障がい者の方が不動産を買い取りますよみたいな、そういった被害が東京でもたくさん出ているということで、足立区でも幾つかあるということが確認されていて、やはりああいった情報共有は必要だなと。

福祉の皆さんは法律がどうなっているかわからないから、どうつないだら消費生活センターや司法書士や弁護士につないだらいいのかというところに悩みを持っていて、一方で、消費生活センターや弁護士とかは福祉のことがわからないので、どうしたらいいのだろうとお互いに悩んでいる状況がございますので、そこで今、矢頭さんが言われたとおり、連携がうまく、笠尾さんが言われたネットワーク会議とかで対応できるとよろしいのかなというのをお話を聞いていて思いました。

笠尾さん、お願いします。

**○笠尾権利擁護推進係長** 権利擁護推進係の笠尾です。

実は、まさにそのテーマについて、昨年度のネットワーク協議会の中で話し合いが行われております。生活保護のケースで、要は、悪徳とされる不動産会社に認知症の方が持家のマンションを安く売られてしまったという方で、本人は売ったつもりはない。それもリースバックでやられてしまったケースで、その件をネットワーク協議会のテーマとして挙げさせていただいて、消費者センターから、あとは弁護士さんなど、いろいろ御意見をうかがった上で情報共有させていただいたということがあります。

**○八杖会長** その話は多分地域包括支援センターまでは届いていなかったかもしれないです。そういった連携が必要、せっかく行っているの、私も今お聞きして、ああ、そうだったのかと思いましたので、それぞれい

ろいろなよい取組をしているようですから、そこがうまく情報共有できるとよいかも思いませんね。

ほか、いかがでしょうか。大輪さん、お願いします。

**○大輪委員** 資料2-2のところですが、苦情・権利擁護というところで、この苦情の中に成年後見人への苦情というのはどのくらいあって、そして教えていただきたいのは、どのような対処をされているのかというあたりのところを少しお聞きできたらなと思います。

**○平権利擁護センターあだち課長** そうですね、成年後見人への苦情、この中の細かい内訳に関しては、すみません、私、調べてきておりません。申し訳ございませんが、今、相談で受けている、4月からですけど、受けている方が二、三人の方は常にお電話があります。

それは、保佐類型の方からの保佐人に対する苦情、それは外してほしいとか、あと皆様が見る場面で通帳だとか、きちっと確認して本人も同意して渡しているのですけれど、そこがスイッチが変わってしまって、権利擁護センターの職員が勝手に自分の通帳を持って行ったとかということで、本当に日に多いときは三、四回とか絶えずお電話くださっている方もいらっしゃいます。

その対応に関しては、もちろんお話を聞くのですけれど、その受任してくださっている後見人も、どういうふうに対応したらいいかということをお話させていただいて、後見人もすごく困っていらっしゃったので、今後場合によっては替えるとかというふうなことで、開いていきましょかねという話はしております。

**○笠尾権利擁護推進係長** 追加でよろしいですか。

○八杖会長 お願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 補足させていただきますと、最近は私たちの窓口のほうでも、中核機関の周知が行き届いた結果かどうかはわかりませんが、後見制度を御利用されている方から直接、御連絡を頂くことがあります。

今、平のほうからもありましたけれども、大体内容としてはお金に関することが多いです。勝手にお金取られたとか、お金がないというようなことです。区長申立ての方であれば調べると経緯が分かりますので、恐らくはご自身の状況をよく御理解されていない方かと思われそうですが、それでも係の担当がしっかり最後まで話をお聞きして、後見人さんにこういうお電話がありましたということをお知らせさせていただいております。

以上です。

○大輪委員 ありがとうございます。御本人からの苦情や御家族からの苦情だけではなく、関係機関から苦情が入ることもあるかと思えます。なので、今後モニタリングということを考えていく上では、そういった苦情の内容についても少し分析していくということが大事かなと思っております。よろしくお願いたします。

○八杖会長 ありがとうございます。ほか、ございますか。

この障がいの取組は非常に計画的になっていて、大変興味深くお話を伺いましたけど、これは矢頭さんも関わられていて、何かコメントはございますか。

○矢頭副会長 講師の御依頼を頂いて、今、アンケート調査に基づいて、何が聞きたいかというアンケートをしていただいて、内容に基づいてお話をさせていただくということで準備を進めております。

ある程度ニーズに応えたお話をさせてい

ただが必要があるかとともに、趣旨としてまとまりのあるお話ができるように、何とかアンケート調査の中については、非常に興味を持って、どういうことを皆さんお知りになりたいのかなということに注視しているところでもあります。

以上です。

○八杖会長 今、注視とおっしゃいましたけど、非常に興味を持って成り行きを見ておりますが、こうやってそれぞれの分野でちゃんと計画を立てられて、こうやって実行しているというのとはとても大切だなというふうに思いましたね。これがそれぞれの分野で本当にきちんと取組が進んでいけば、利用促進につながっていくのかなと思いました。

あと精神のほうで、先ほど私、冒頭申し上げた利用促進の課題や切り口ということで少しおまとめがあるのですが、これについて何か御意見のある方はいらっしゃいますか。

私自身は先ほど申し上げたとおり、成年後見ということだけではなくて、いろいろな支援方法、もう既にそうされていらっしゃると思いますけれど、権利擁護支援という大きな枠で進めていくと、少し取組がしやすくなるのではないかなと思います。また、成年後見も、成年後見類型というよりは保佐とか補助とか、そういったことの利用が多いのかなと思したので、そちらを意識して、この（１）（２）（３）を見ていくと、ちょっと取組も少ししやすいことが出てくるのかなと思しました。

あと、この１、２、３について何かコメントある先生方いらっしゃいますか。大丈夫ですか。

じゃあ、議題２は以上とさせていただきたいと思します。

では、続きまして、議題３、足立区高齢者

保健福祉計画について、事務局のほうから御説明をお願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係、笠尾です。

資料は3-1を御覧いただきますようお願いいたします。議題にありますように、足立区高齢者保健福祉計画というものが、こちらのほうは介護保険の事業計画と合わせまして、3年に1回見直しをするということで、全国でこの計画をつくっているというものになっております。

成年後見については独立した、公式な計画としてはつくってはいないのですが、この高齢者保健福祉計画の中で、成年後見の推進事業についても触れているという状態になっています。

今年度というか、令和6年から令和8年の計画が今年の3月に出来上がりましたので、それをざっくりと、施策体系とかそういうものについて説明させていただきます。

資料にありますとおり、高齢者保健福祉計画については、1番が予防・生活支援、2番が住まい、3番が医療・介護ということで大きく3本立ての体系になっておりまして、3番目の医療・介護というものの中の、その中でまた(1)から(4)までというのがありますが、この(4)のところ、権利擁護の推進ということで位置づけられています。

権利擁護推進の中身がどうなっているのかというのが資料3-2になります。その中でうたわれているのが、高齢者が経済的・身体的要因等により権利が制限される状態であっても、意思決定が支援され、尊厳が守られるよう、権利擁護の取組を推進しますということで、取組方針というのが四角の中に囲まれていますけれども、アについては、じぶんノートを使って意思決定支援ということが触れられております。イのほうの中に成年

後見制度のさらなる周知・活用を進めるということで、この権利擁護推進という取組方針として、その中に成年後見制度の利用促進が含まれているという形になっております。

その下には成果指標を何で測っているのかということで、大きくは、成年後見制度の新規の利用者数、もう一つは、成年後見制度という制度自体の認知度、これは区の世論調査で、指標としての数字を出すことになっています。

その下には、重点施策ということで、この権利擁護推進の中でも重点してやる施策は何なのかということで、次の3点というものが書かれていて、一つには老い支度啓発、もう一つは、権利擁護センターあだちの運営、一番最後には、成年後見制度等の利用支援事業ということが位置づけられているというふうに御理解いただきたいと思います。

資料3-3、3-4につきましては、そうした取組の事業概要等、どういう指標で実施具合を測るのかというのが示されております。

資料3-3と資料3-4の見開きになっていると思うのですが、これは左頁から右頁に続いて見るようになっております。

ですから、一番上に老い支度支援啓発事業とありますけど、それは、事業概要はそこに書いてあるとおりで、その指標をどうやって測るかというのが右側に続いて、ページは異なりますけれども、じぶんノートを活用した講座の回数や参加人数で指標を測りますよというふうに、この表を見ていただくということです。

それで言うと、この2行目にある成年後見制度の例えば利用助成事業、それについては、その件数を取っていますよというようなこととか、下のほうに行くと、Ⅲの(4)5というところでは、成年後見制度利用支援事業、

これは重点と書いていますけれども、これについては区長申立の件数を取りますよというようなこととか、そういうような各指標と事業名、そういう対比をして、これがさらに資料3-5と資料3-6というものに続いて、ここにはネットワーク協議会のことが触れられています。

こういうような形で、成年後見事業については、高齢者保健福祉計画の中で、こういう形で位置づけられて取り組んでいくという、新しい計画が今回出来上がっていますということをお報告させていただきます。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。今の御説明に対して、御質問や御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

ちなみに障がい者のほうは、今御説明いただいたのは高齢者でしたけれど、これは同じような計画があるのでしょうか。

○和田基幹相談・権利擁護係長 今年度に障がい者計画の策定を行っていますので、そういうところでの計画というところにはありますが、細かい数値が同じような形で掲載されているかどうか確認できていないので、成年後見制度とか権利擁護という切り口での目標はありますが、指標というところでは細かくは記載していなかったと思います。

○八杖会長 もしよろしければ今後は共有していただけると大変ありがたいと思います。何か皆さん御質問、御意見はございますか。

私からちょっと感想めいた話ですけど、従来、この数値目標ということについて、いろいろ御意見がこの審査会でもあって、例えば区長申立の件数が毎年どんどん上がっていくような書き方がいいのだろうかというような御意見があったかと思うのです

けれど、そこは、今回も少しずつ増やしていくというような、そういうような目標、計画でやっていくということになったということです。

○笠尾権利擁護推進係長 取りあえず、令和8年度までは、そのようにしています。

○八杖会長 分かりました。従来あった議論としては、あまり数字にこだわるのがいいことなのかというような話があって、特に権利擁護支援というのは、首長申立だけではなくて、さっきの地権事業なども含めて全体的にやっということですので、数字が独り歩きしないほうがいいのではないかというのが、従来、審査会で少し話題になっていたことでもありますので、今後もし計画立てられるときに、審査会にも少し御意見を言うような機会をいただくとよいのかなと思いましたが、その点、御検討いただけるとありがたく思います。

ほか、網羅的に記載がされていると思いますが、かなりたくさん、従来よりもかなり記載が増えたのではないかなというような印象もありますけれど、こんなに成年後見関係、記載がされていたでしょうか、従来から。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係、笠尾です。項目で増えているというものはないです。ただ、去年までの、第8期の計画の中では、体系の切り口が違って、何かばらばらになってあちこちに入っていたのです。

こういう切り口ではなくて、初期とか中期とか後期とかというような中にばらばらに含まれていたもので、それを今回体系を見直してすっきりさせたところ、結構があったということになったと思われま。ちなみに数値については、この会には事前に御相談できな

かったのですが、私のほうで、適正と思われる数字に変更させていただきました。

従来は100、100、100みたいな根拠のない数字が並んでいたのを、可能な範囲で目標とできるような数値ということで見直しをさせていただいています。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。こんなにたくさん記載があって、集めたらすごかったです、こんなにね。私もちょっと驚いています。御意見ある方いらっしゃいますか。よろしいですかね。

そうしましたら、令和8年まではこういったことでやっていこうと。特に重点となっているのが老い支度の啓発と、成年後見制度利用支援事業ということになっておりますので、これは関係部署の皆さん、共通のコンセンサスを持って、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

では、次の議題に移りたいと思います。議題の4です。

「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」について、これは冒頭、私が少しお話ししてしましまして、申し訳ございませんでした。こちらについて御説明をお願いしたいと思います。よろしく願います。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係の笠尾です。実際のところ、八杖会長がお話ししていただいた以上に説明することはなく、繰り返しになってしまうのですが、足立区の私たちの窓口でも、老後のことを心配されて、身寄りが誰もいないという方の相談が増えてきております。

現状では、お金のある方は任意で保証会社、紹介をすることはできないのですが、そういうがあるので、御活用いただくとか、あるいは区民相談室があり、そこに専門職の

方がいて、無料で相談を受けられるので、利用してくださいという形になります。逆にお金のない人は、残念ながら方策が難しいというような状態です。

それで、その中間ぐらいに位置する方へは、権利擁護センターでやっているあんしん生活支援事業を紹介するというような位置づけになっていて、そのあんしん生活支援事業については、もう少し使いやすい制度にしようということ、今、見直しをしているところです。ですから、来年度以降に新たな使いやすい形で、もっと利用者を増やしてできるようになるのと考えています。

そういう事情もありまして、国のほうからこれは、出どころがたしか内閣府ですけど、各省庁と連携して6月に通知がされて、民間保証という位置づけなのですけれども、資料4に書いてあるとおり、その関係省庁できちんと横断して、整理してガイドラインとして提示すると書かれていますので、それをどこかが単独にやるのではなくて、高齢者の支援として、みんなで協力してやるということになっております。

このガイドラインについては、後見制度と関係あるところもたくさん出てきています。中ほどには、契約締結に当たって留意すべき事項として、寄附・遺贈は、契約条件にすることは駄目ですよということで、遺贈を受ける場合でも公正証書遺言が望ましいとかというようなくだりがあったりとか、その下に契約履行に当たって留意すべき事項としては、後見人にも情報の共有が重要ですよというようなことが触れられております。あとは、この民間保証を利用される方であっても、判断能力が不十分になった場合は当然成年後見の活用してくださいよということがうたわれております。

実際、ガイドラインができたばかりでこれ

に従って何かが進んでいるかというところ、各自治体でいろいろ取り組まれているところもあるようで、静岡県では、認証制度を立ち上げるといような話も聞いています。ですから、このガイドラインを基に、これから、民間保証についても改善が進んでいくのかなと考えていて、それが改善をしていく過程において、まず、成年後見制度も全く無関係ということではないので、我々のほうも注視して、ガイドラインが有効に活用されるようにしていきたいと思っています。

簡単ですけども、以上となります。

○八杖会長 ありがとうございます。私が冒頭に話してしまったので、少し話しづらくなってしまって大変申し訳ございませんでした。

今、御報告いただきましたけど、御質問や御意見、委員の先生方に限らずあったらお願いしたいと思えますけど、いかがでしょうか。

足立区はもう身寄りのない人先進地区と言われていて、社協がずっとすばらしい事業を展開されておられましたけれど、今も引く手あまたのような感じなのでしょうか。

○平権利擁護センターあだち課長 私、成年後見の担当で、課長のほうがよく知っている、ごめんなさい。

○八杖会長 山本さんのほうがよろしいですか。

○平権利擁護センターあだち課長 詳しいです。

○山本基幹地域包括支援センター課長 基幹地域包括支援センターの山本です。

あんしん生活支援事業については、さっき見直しをしていますというところで、従来の事業を契約を結べる方については、とてもきめ細やかな支援ができるものなのですが、どちらかというところ少しハードルが高い、預託金が割とかかるとか遺言書をつくる必要が

あるとかというハードルの高さがあるところで、今、新規の契約者もここ数年、2桁、10人いくかいかないかぐらいで毎年推移していたかなと思います。

一方で、ほかの権利擁護センターの報告の中でも、視察の対応が結構いろんな自治体から昨年度もいただいています、年間でも十数回、一番去年遠かったのが島根県の安来市という、安来節のあるところですか、の方が泊りがけで視察にお越しいただいていろいろお話ししたり、名古屋市から来たりとか、関東近県でも足立区の取組についてお話を聞きたいということでもいらしていただくこともあったりしました。こういう身元保証の取組をしている全国の社会福祉協議会の中で、福岡市の社協の取組が民間の保険会社を使って、保険の商品の中に身元保証の部分を少し合体させる形で事業展開しています。低額の保険料で、亡くなった後の保険金を利用して対応するという事業です。そういう事業を社協と民間の保険会社がタッグを組んで、やっていたというのがあったので、それを参考に今、権利擁護センターでも見直しされているという話を聞いています。もしそれが実現したら、従来のあんしん生活支援事業のやり方と、所得の低い、収入の少ない方への支援という2段階で対応ができるような仕組みになると、より使いやすくなるかなと思ったりしているところです。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。国のほうでもモデル事業を2つ、身寄りのない関係やるということになっていて、この間、実施の自治体が発表されましたけど、その2種類のうちの1つが、ちょうど足立や今、福岡市がやっているような、社協が中心になっているいろいろな支援をしていくと、身元保証の代替

のような、そういったモデル事業ですよ。

ですから、それが今お話聞いてさらに発展するような感じでいろいろ考えられているというのは、大変うれしいというか興味深く聞かせていただきました。

もう一つが、何かコーディネーターを設置しての老い支度プランみたいなのを相談を聞いてつくるような、そういったモデル事業を国は実施するみたいですね。それは自治体に配置するのか、また、社協に配置するのかいろいろあると思いますけど、何かそういうコーディネーターを置くような、そういったモデル事業も実施するということが言われておりました。

東京はモデル事業実施がなくて、神奈川は結構あったかな、神奈川とか愛知とかだっただと思いますけど、あと、先ほど笠尾さんがおっしゃっていた静岡県のは、もう既に始まっている。このガイドラインではなくて静岡県が、自分でつくったガイドラインですかね。その認証制度、要するにそれを守っている事業者さんについては優良という、その自治体のお墨つきを与えて、それで対応していただくというような優良認証制度というのをつくられて、もう既に動き始めていると思いますね。

ですから、ここら辺の分野の動きがさらに活発化してくるので、成年後見とか連携とかも含めて、足立区でもいろいろな検討や取組が進むとよいのかなというのを聞いていました。

ほか、先生方は何か関心があるところだと思いますけど、よろしいですか。

矢頭さん、お願いします。

○矢頭副会長 一番悩ましいテーマかなと思います。現場が一番悩むのではないのかな。多分施設とか病院とかの入所、入院を検討している高齢者が身元保証を求められ、事業者

を紹介をされると。果たしてその事業者が契約していいのかどうかといった相談が、例えばケアマネジャーや地域包括に寄せられると。

そうしたときに、このガイドラインを使って、どれだけそのアドバイスができるのかというのをこのガイドライン見たときに、この民法や消費者契約法に定められた民事ルールに従いつつというような非常に分かりにくい。福祉の方には、これをガイドラインと言いつつも、どこまでこれに基づいてアドバイスできるのかといったところかと思えますので、ないよりはいいのしょうけれども、一つは、ここでここからどういった相談やそういった問題点が出てくるかという情報収集をしながら、地域社会の中で体制を構築していくということが求められているんだらうなというふうには思っているので、多分地域包括の方は大変だらうなと思っております。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。矢頭さんのお話を伺って私も思い出しましたが、このガイドライン、身元保証することが前提で、結構つくられているような気もするのですが、もう一つ、国の動きとしてあるのは、身寄りのない方々が身元保証なく入院や入所ができる、そういった取組が必要だということでそちらのガイドラインも、身寄りのない方ガイドラインが出ているかと思えます。

今、地域で、地域版のガイドライン、身寄りのない方のガイドラインをつくらうという動きがいろいろ出てきていまして、23区だと世田谷区がつくっていらっしゃいますけれども、身寄りのない方が突然、入院する必要があった場合に、家族とかがいないと。

そういう場合に身元保証にすぐ行くので

はなくて、これは身元保証を使わなくても、代わりの方法でいろいろ対応することができるよねというのを地域で医療関係者の方、福祉関係者の方、自治体の関係者の方が集まって協議して、その方が身元保証を使わないで生活ができる、そういったことをまとめているのがそのガイドラインなのですが、そういった道もありますので、何でもかんでもこの高齢者終身サポート事業者に身元保証してもらおう。

そのために、これに今矢頭さんから話があったように、沿っている団体なのかどうかチェックしていくという流れだけではないということは覚えておいていただきたいなと思いました。いいですかね。

○矢頭副会長 はい。

○八杖会長 大輪さん、何かありますか、大丈夫ですか。

○大輪委員 大丈夫です。

○八杖会長 議題の4は以上とさせていただきます。

続きまして、議題の5、「課題と目標」の進捗状況につきまして、事務局のほうから御説明お願いしたいと思います。よろしく願います。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係、笠尾です。

資料のほうは5ということで、これは毎回おなじみの内部実施計画という位置づけのものになっており、2年前に策定して、その進捗状況の報告になります。

前回御報告させていただいた分との差分だけ、簡単に説明させていただきます。全体としては、チーム支援を最優先課題とする方針には変更ございません。あとは、実施済が増えていっているので、今後は今やっているものを継続していきますよという位置づけになってきております。

その中でも進捗があった部分は、まず1ページでいうと、色をつけてはあるのですが、真ん中よりちょっと中ほどの広報の欄です。任意後見制度のPRを兼ねた、共通の媒体の作成、エンディングノートということで、前回は、じぶんノートを活用した老い支度支援講座を開設する予定ですというふうになっていたところが、もう今年度スタートしてしますので、もう既に実施されつつあります。もう幾つかの包括では実施済という状態になっています。

それから2ページ目にいきまして、上から3行目ぐらいのところ少し薄いですが、相談対応を行う職員に対する研修がというようなことは、これはこの間の内部の連絡推進会議で少し話が出たところでもあるのですが、そもそも窓口でうまく対応できないというような状態があるということでしたので、それだったら日頃から相談を受けている権利擁護センターあだちさんのほうで御教示いただいたほうがいいのではないかという話が出てきたという状態なので、△という計画という表記を入れております。

その少し下の区民後見人の欄では、継続的な研修の実施と新たな更新制度の導入ということで、これは随時、更新時の意向確認文書の中身を変更しているということが変更されている部分になります。

その次は3ページに行くと、下のほうに生活保護受給者の成年後見申立て手順の見直しということで、これは先ほど御説明したとおり、ケアマネジャー向けの研修を先般実施したということと、あと、この後、時間があれば説明していただこうと思っているのですけれども、生活保護受給者用のプログラムシートも見直しをしているということもありますので、これも実施という形でつけさせていただきます。

それから、4ページ目の下のほうに固めてありますが、マニュアルの見直しということで、マニュアルを実際に見直して、マニュアルは随時ずっと見直していくので完成ということはないと思いますが、一旦、今年度の見直しをしましたということで、実施という印を入れさせていただいております。

それから、区長申立に係る資料の見直しということで、診断書とか本人情報シートの追加についても、各変更したマニュアル等に記載させていただいているということで、実施という扱いにさせていただいています。

あとは候補者選定の基準についても、これについては、先般改正した困難事例検討会資料様式の余白に記載をさせていただいております。

それからその下、前後しましたけど、困難事例検討会の様式を見直していますということで実施ということ。

それから、印はつけていませんが、今年度の課題として挙げられているのが、相談から申立てまでもう少し時間を短縮できないのかという話が出ていますので、これについて、今年度少し検討していきたいと思っております。

簡単ですけども、前回と差分については、そういう形になっています。

**○八杖会長** ありがとうございます。大変重要なこのシートだと思えますけれど、今御説明をいただきまして、御意見、御質問等あったらお願いしたいと思えますけど、いかがでしょうか。その後の時間がなくなってしまうと、この生活保護の支援プログラムの御説明、これが大切なような気がしますよね。

何かありましたら、その時間を少し、5分ぐらいは取っていただくことを目指して、御質問等あったらお願いしたいと思えますけど、いかがでしょうか。黒丸がどんどん増え

ていっている気がしますので、すごいなと思いつつ拝見しておりました。いかがですか。

このじぶんノートを活用した講座というのは、大体内容としては、どんなことをお伝えするような内容になっているのでしょうか。

**○笠尾権利擁護推進係長** 基本的には意思決定支援をテーマにしています。皆さん大体心配されるのは、亡くなった後のことなのですけれども、その前の段階でいろんなことを残してくださいということで、そういう使い方をするノートですよということをお話していただく中で、いざというときはこういう制度もありますよということで、成年後見制度の御紹介や各事業の御紹介もありますので、そういうページも活用して、実際に書く時間をつくってくださいということでやっております。

**○八杖会長** これは各包括の地域の方に御参加いただいていたみたいな感じでやっているということですかね、今の話は。

**○笠尾権利擁護推進係長** そうですね、基本的には各包括の自分の地区の中の人を集めてやっておりますけど、それ以外には地域学習センターというのも別にありまして、管轄は違うのですが、そういう中で、一般公募でこれを使った書き方講座をやっているケースも何回かあります。

**○八杖会長** ありがとうございます。冒頭で、大輪さんがこのじぶんノートに非常に興味を持って見ておられますというお話でしたけど、一言ございませんか。

**○大輪委員** でも本当に、テーマは意思決定支援というところに置いていらっしゃるということで、活用方法について、すごく進んでいるなと思いました。

**○八杖会長** ありがとうございます。包括の皆さんの将来の仕事が大幅に減ることにな

るのではないかと期待をして、このじぶんノートを見ておりますけど、包括の皆さんが一番苦しんでいるのが、この方はどうしたいのかが分からないという場面が多いので、これがノートによって分かって、意思決定支援のツールとして使えるようになると非常にいいのかなというのを私も聞いていて思いました。引き続き、じぶんノート、注目させていただきたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。みんなせっかく、この生活保護のお話を聞きたいということで質問をしないで言っていたように思いますので、議題の5につきましては、以上とさせていただきまして、議題の6でよろしいですかね。

その他について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

**○笠尾権利擁護推進係長** 時間の関係もありますので、まず、そのプログラムのことをお願いしたいと思います。

**○小林適正化推進係主査** 生活支援推進課の小林と申します。よろしく願いいたします。

私からは資料6-1から6-4になります。被保護者成年後見制度利用支援プログラムの改正について、簡単に説明いたします。

被保護者ということで、生活保護受給者の成年後見制度利用について、福祉事務所内のルールだったり、手順だったりを定めたものになっています。

今回、平成29年以来の改正ということで、7年ぶりの改正になりました。今回の改正のポイントは大きく2点です。

まず、1点目が、資料6-3を御覧いただきたいのですが、上から矢印で追っていきますと、関係機関とのカンファレンスがあり、その2つ下に各福祉課においてケース診断会議の実施とあります。これまでは関係機関

とのカンファレンスか福祉事務所内でのケース診断会議、どちらかを行った上で進めていく流れでしたが、今後は、両方とも行う流れにしています。

関係機関とのカンファレンスはこれまで行っていたのですが、なかなか福祉事務所内で診断会議を行うことが少なく、組織的な決定がなされないまま、成年後見制度の利用が進んでいってしまっていたので、どちらも通すことで、その方への必要な支援がきちんとできるよう検討した上で進めていく形にしました。

また、本日は資料のページ数の関係で割愛していますが、様式の変更について、福祉事務所内での検討票と困難事例検討会で使う資料がこれまで全く書式が異なりましたが、困難事例検討会の様式に合わせる形で、福祉事務所内の検討票を作成しました。また、これまで別で作成していた診断会議の資料も検討票をそのまま診断会議で使えるようにすることで、資料作成がケースワーカーの負担にならないような工夫をしました。

大きなポイントはこの2点です。

これまでも話題に出ていましたが、先日、ケースワーカー向けの成年後見制度の研修を行い、このプログラムの改正について詳細まで説明して、周知を図りました。生活保護受給者の成年後見制度の需要は非常に大きいと思っています。ここ数年は年間20件程度ですが、まだまだ今後も増えてくるのではないかなと感じています。そのためにもこのプログラムを活用して、適正に成年後見制度につなげられるように福祉事務所全体として考えていきたいと思っています。

説明は以上になります。

**○八杖会長** ありがとうございます。笠尾さん、何か補足がございましたでしょうか。

**○笠尾権利擁護推進係長** 生活保護受給者

と成年後見の申立てについては、過去からいろいろ課題がありまして、逐次変更されてきたという経緯があって、近年では同じようなプログラムがあったのですが、どうもそのとおり実施されていないとか、少し温度差があるとか、あとは困難事例検討会に出てきたときに、大分中身がほかのケースとレベルが非常に合わないとかというような状態がありましたので、今回見直しをお願いして、その辺の強化をするとともに研修をやったりして、適正に実施できるようにするためのまず第一歩として、これを改正したという位置づけになっております。

以上です。

**○八杖会長** ありがとうございます。何か生保と後見の関係についてコメントのある先生方いらっしゃいますか。なかなかほかの自治体でもやっぱり生保案件と首長申立というのをどうやっていったらいいのかというのが悩んでいるところが多くて、その中でも、足立区は積極的にその悩みを解消するための取組を進めていただいている自治体だと思っていますので、引き続き、一生懸命みんな考えていけるとよいのかなというふうに拝見していて思いました。まずは、この変わったものを実際に実行するというのが一番重要ですかね。それで、そこからまた出てきた課題をみんなで検討していければいいのかなと思いました。

説明が足りないなんていうことは大丈夫ですか、時間を気にして、コンパクトにまとめてしまったみたいなことは大丈夫ですか。

**○小林適正化推進係主査** 大丈夫です。ありがとうございます。

**○八杖会長** その他に御報告事項ありましたらお願いしたいのですが、ほかにもございますでしょうか。

**○笠尾権利擁護推進係長** 特に、緊急を要す

ようなことはないのですが、先ほども申し上げましたけれども、区長申立ての内部のマニュアルというものがあり、今回、不足しているとか、文言が違っているとかということを今回訂正したものを再作成し、内部で周知させていただいたということがあります。

マニュアルについては、随時課題が生じますので、その都度みんなで話し合っ変えていきたいと思っています。運用の仕方についても、この間の推進連絡会で周知を凶ったところですので、そういうのを続けながら、これも適正に円滑に運用できるようにやっていきたいと考えています。それから、じぶんノートについては、もう既に話が出ましたので割愛します。あとは区長申立てにおける根拠法令については、また改めて別の機会にご説明させていただければと思います。

以上です。

**○八杖会長** ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問がないようでしたら、ちょうど時間も参ったようですので、以上をもちまして、本日の議事は全て終了させていただきたいと思ひます。マイクを事務局のほうへお返ししますので、よろしくお願ひします。

**○早川障がい援護課長** すみません、1点だけ補足です。先ほど会長から御質問いただいた、障がい分野での後見関連の数値目標が障がい計画の中に入っているかどうかという御質問だったのですけれども、今年度更新しました第7期障がい福祉計画の中で、知的障がい者、精神障がい者とも実績と目標が明記されております。

令和11年を最終年としているのですが、知的障がいに関しては16件、精神障がいに関しては3件というふうに明確に目標設定をしておりますので、申し添えます。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございました。

○瀬崎医療介護連携課長 では、長時間にわたる活発な御議論いただきまして、ありがとうございました。

それでは、本日の足立区成年後見制度審査会を閉会させていただきます。

議事録につきましては、後日事務局から各委員の皆様方へ内容確認を御依頼しますので、御協力、よろしくお願いいたします。

以上で終了とします。ありがとうございました。

( 閉 会 )